

旅客自動車運送事業の安全確保の徹底について

平成28年1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線において貸切バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し、15名が死亡し、26名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生しました。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であると考えます。

このため、国土交通省としましては、旅客自動車運送事業の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、下記事項の安全対策及び事故防止の徹底を図られるよう、全ての旅客自動車運送事業者に対し、要請致します。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。

- (1) 確実に点呼を実施すること
- (2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
- (3) 乗合事業者にあっては、運転基準図を作成し、適切な指導を行うこと
- (4) 貸切事業者にあっては、適切な運行計画を作成し、確実に指示すること

2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。

3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。